

県土整備委員会会議記録

県土整備委員長 工藤 勝子

1 日時

平成 22 年 3 月 19 日（金曜日）

午前 10 時 3 分開会、午前 10 時 21 分散会

2 場所

第 4 委員会室

3 出席委員

工藤勝子委員長、菅原一敏副委員長、及川幸子委員、千葉康一郎委員、大宮惇幸委員、菊池勲委員、小野寺研一委員、亀卦川富夫委員、小野寺好委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

鈴木担当書記、大越担当書記、西村併任書記、鈴木併任書記

6 説明のため出席した者

企業局

千葉企業局長、太田次長兼経営総務室長、池内技師長、
中屋敷経営総務室経営企画課長、菅峨業務課総括課長、野崎業務課電気課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案

議案第 35 号 電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(2) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○工藤勝子委員長 ただいまから県土整備委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、企業局関係の議案の審査を行います。議案第 35 号電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菅峨業務課総括課長 議案第 35 号電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。議案（その 2）の 109 ページですが、便宜お手元に配付しております、電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の資料により御説明申し上げます。

初めに、第 1、改正の趣旨でございますが、電気事業における施設として、新たに胆沢第三発電所を加えようとするものであります。

当該発電所は、奥州市胆沢区において、北上川水系胆沢川に国土交通省が建設中である胆沢ダムの河川維持流量毎秒 1.8 立方メートルを利用して、最大有効落差 105.25 メートルをもって最大出力 1,500 キロワットを得るダム式発電所として建設するものであります。

ここで、別途配付しております A 3 判資料の胆沢第三発電所についてをごらんください。資料に基づき御説明いたします。まず、発電計画の経緯ですが、昭和 58 年から平成 2 年にかけて、胆沢ダムにかかる発電計画について、国、電源開発株式会社、企業局が協議を行い、平成 2 年 5 月に、胆沢ダムの基本計画が告示され、ダム建設事業へ発電事業が参加することが決定しております。

平成 3 年 3 月、第 117 回電源開発調整審議会を経て、この胆沢第三発電所が国の電源開発基本計画に組み入れられたものであります。

また、平成 20 年 3 月、建設コストを縮減するため、電源開発株式会社の新設胆沢第一発電所と共同開発することとし、同社と建設に関する基本協定を締結しております。この共同開発において、発電所建屋、送電線路については、同社との共有施設とし、水車及び発電機等は、それぞれの専有設備としております。

次の、発電計画の概要につきましては、改正の趣旨の際に御説明いたしましたので、説明は省略いたします。

次の概略工程ですが、表に示しているとおおり、平成 22 年度から平成 26 年度の 5 カ年で工事、試験等を行い、胆沢第三発電所は平成 26 年度上期の運転開始を予定しております。

次に、資料の右上にあります位置図をごらんください。胆沢川は、位置図の左から右に流れております。中心に赤い四角い印で、中に 2 本縦線で示してあるのが、国土交通省が今建設中の胆沢ダムです。胆沢第三発電所は、その下に赤い三角で示している共同取水口から取水し、赤い長方形で示している胆沢ダム直下に建設する発電所に導水し発電するものです。

発電した電気は、図の緑色の線で示している約 3 キロメートルの送電線を電源開発株式会社の既設胆沢第一発電所の変電所まで新たに建設することで、既設の東北電力の送電線につなげる計画としております。なお、この胆沢第一発電所については、胆沢ダムの完成後、石淵ダムにある取水口が水没すること等から廃止されることとされております。

次に、その下の現況写真をごらんください。上に既設の石淵ダムがあり、その下、下流側ですが、そちらに建設中の胆沢ダムがございます。胆沢第三発電所は、その直下に建設を予定しております。赤い四角のところです。配付資料の胆沢第三発電所建設計画についての説明については、以上になります。

もとの資料に戻っていただきまして、次に第2、条例案の内容でございますが、電気事業における総最大出力 14 万 5,791 キロワットを 14 万 7,291 キロワットに改め、発電所に胆沢第三発電所を加えるものであります。

施行期日は、平成 22 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○工藤勝子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○小野寺好委員 わかる範囲で、今度の 1,500 キロワットを足して、県内全体で使っている電力使用量の自給率といったら大体何%ぐらいになるものなんですか。

○菅峨業務課総括課長 胆沢第三発電所の供給電力量を示しておりますけれども、平成 20 年度の県内電力供給量で見ますと、自給率は 20.6%という値です。これにその分が足されることとなりますけれども、パーセンテージとしてはそんなに大きくは変わらないと思っております。

○亀掛川富雄委員 関連ですが、ここの発電量からいきまして、胆沢第三発電所が誕生するのはわかるのですが、新設胆沢第一発電所というのがありますね。既設の部分が第一と胆沢の第二発電所、この辺との関係はどうなっていますか。

○池内技師長 新設胆沢第一発電所は、現在ある既設第一発電所のかわりに電源開発が建設するというものです。ずっと下流にある、現在も運転しております胆沢第二発電所は企業局のものです。そして、今回つくるのは、企業局が胆沢第三発電所としてつくるものですが、新しいダムができた場合に河川維持流量というものを流すことにしております。電源開発の新設胆沢第一発電所が最大 16 トン使うわけですけれども、その水にかかわらず常時 1.8 トンを流すと。その水を使ったのが今回の胆沢第三発電所です。

○千葉康一郎委員 今の内容でわかりましたが、電源開発と共同開発ということですが、これはいわゆる上屋とか、そういうようなものを電源開発でつくって、中の発電装置のみを企業局で担当するということになるのですか。

それともう一つは、さっき維持流量の話がありましたけれども、これは電源開発と一緒に持ってきて、電源開発で余った分をこっちへもらうということになるのでしょうか。

○菅峨業務課総括課長 今回の共同開発につきまして、建屋は共通になりますので、これは電源開発が共有施設で代表して施工すると。それから、水車発電機については、それぞれが仕様が変わりますので、それぞれの専用設備ということで、それぞれが発注するというようにしております。

それから、放水路については、やはりそれぞれの専用設備の部分もありますので、こういったものについては、原則としてそれぞれが発注しますけれども、出力の大きいのが電源開発でございますので、共有設備について、あるいは専用設備でも一部については大きな電源開発株式会社に委託して整備してもらうというふうに考えております。

それから、胆沢第三発電所の維持流量については、胆沢第一発電所の放流量とは別に、河川の維持流量ですので、そちらの電源開発の使う分とは別に流れてきたものを、その維持流

量を使って発電するということでございます。

○千葉康一郎委員 建物とか、発電機以外の部分については、電源開発が建てる、それに対する負担をしてやるということになるわけですか。

○菅峨業務課総括課長 そのとおりでございます。それから、先ほどこちょっと触れましたけれども、送電線も共有設備ということになって、そちらのほうも負担金を払って、その協定に基づいた割合で負担するということになります。

○菅原一敏委員 皆様方の御質問と関連をしますのですけれども、第三発電所の自給率が現行 20%ちょっとで、これをつくってもそれほど変わりはない、影響はないというお話がありました。今回の新しい発電所を、この規模にした理由、自給率が 20%しかないのであれば、もう少し大きな発電所にして——電源開発のほうは 10 倍規模ですね、してもいいのではなかったのかなというふうに感じたものですかからお聞きをしますし、それは水利権の問題なのか、その利水にすぎがなかったのかどうか、いろいろな理由があるのでしょうかけれども、なぜこの規模に決められたのか、それをお聞きをしたいと思います。

○池内技師長 水力発電所の規模を決める際には、川に流れている水がどのぐらいあって、ダムにどのぐらい水がたまったら、どれだけ最大使用水量を使えばどのぐらいの出力になるかということについて、幾つかケースをつくって計算して、最も経済性が高いものをつくるという、規模を検討する際の手法があるわけです。

実は、ここの発電所につきましては、ダムにのる事業者として電源開発と企業局がいろいろ協議して、昭和 58 年くらいから平成 2 年まで、8 年くらい、いろいろ協議して決めたという経緯があります。本来であれば、一つの業者が一番いい規模のものをつくれればよかったのですが、最初に石淵ダムができたときの昭和 30 年代のいろいろな経緯がありまして、電源開発の第 1 号の発電所というのは、今の既設胆沢第一発電所なのですが、それが水没して使えなくなったにしても、第 1 号で電源開発がつくったという、そういう経緯もあって、新設の胆沢第一発電所も電源開発がつくるということになったものです。

企業局としても、1.8 トンからもうちょっと水量をふやしたような規模を検討したのですが、やっぱり 1.8 トンちょうどでやったほうが経済的にも一番いいという結論が出て、こういう規模にしたものです。

○菅原一敏委員 専門的に 1.8 トンがなぜ経済的に一番いいのかという、その辺の納得を必ずしも得ていないのですが、せつかく設備をして送電するわけですから、規模が大きいほうが効率的だろうというふうに一般的には思うのですが、そういう事情があるということであれば、いずれこの方式に決まったことでしょうか。例えばその検討の過程において、水を共通に利用するなんていうことはできなかったのか。あるいは、発電事業そのものを電源開発と一緒に事業としてやるというようなことができなかったのか、検討はされなかったのか、その辺をお尋ねします。

○池内技師長 水の共通利用といいますか、維持流量というのは発電する、しないにかかわらず、河川に流すという性質のものです。ですから、発電事業とは別系統でやらないと、常

時 1.8 トンというものを流せないという関係で、どうしても 1.8 トン以上を使うやつと、大きな発電所と別にするという必要がありましたので、こういう形態になったのですが、水の共通利用というか、共同開発という観点からいきますと、ダムに設置している共同取水口、ここから発電所まで持ってくる鉄管水路については、電源開発と共同で設置するというような形態をとっております。

○工藤勝子委員長 そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○工藤勝子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○工藤勝子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○工藤勝子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、企業局関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○工藤勝子委員長 なければ、これをもって、企業局関係の審査を終わります。

企業局の皆さんは退席されて結構でございます。大変御苦勞さまでございました。

委員の皆様方には、次回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ちいただきたいと思っております。

次に、次回の委員会運営についてお諮りします。次回、4月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の調査を行いたいと思っております。調査項目については、津波防災対策についてとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○工藤勝子委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたします。

なお、継続調査と決定いたしました本件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うことにしておりますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査についてありますが、お手元に配付しております委員会調査計画(案)のとおりを実施することとし、5月の調査の詳細については、当職に御一任願いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○工藤勝子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。なお、詳細については、

当職に御一任をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。これをもって散会いたします。大変御苦勞さまでした。